

商工会議所のマークは Chamber of Commerce and Industry の三つの頭文字をうまく組合わせたものです。チェンバーとは会議所、コマースとは商業、インダストリーは工業の意味です。

【編集・発行】
むつ商工会議所 総務課
〒035-0071
青森県むつ市小川町2丁目11-4
TEL 0175-22-2281
FAX 0175-22-0167
E-mail:somu@mutsucci.or.jp
URL http://www.mutsucci.or.jp/



むつ商工会議所報

Mutsu Chamber Of Commerce And Industry

Contents

- ・新会頭就任のご挨拶
- ・新入職員の紹介
- ・介護保険とはどんな保険？
- ・5月大湊支所開設日お知らせ

新会頭 就任のご挨拶

むつ商工会議所の第二代会頭就任にあたり、地域の皆様方並びに会員各位にご挨拶を申しあげます。

この度、鷹架前会頭の退任に伴い、四月一日付をもちまして不肖私が会頭の職を仰せつかりました。現下の厳しい経済情勢などを思うとき、その責任の重大さを身にしみて痛感しております。もとより微力ではございますが、一身をもって重責を全うしたいものと考え、この職務を最重点に取り組んでいくつもりであります。

また、今回私の後任の副会頭には熊谷紘全氏が、瀬川素之氏の退任に伴う専務理事には足利鉄雄氏がそれぞれ就任し、継続留任の高橋一副会頭とあわせて新布陣でより良い商工会議所とするために、緊密な連携を図りながら業務の運営にあたりたいと考えております。

新生むつ商工会議所も設立三年目に入り、今まさに草創の最中にあるものと認識をしておりますが、この運営にあたりましてはまず改革改善を旗印に、商工会時代のイメージを払拭し、時代の流れにも敏感に反応しながら新たな歴史を築いていかねばならないものと考えます。そこで、当商工会議所が目指す基本目標としては、これらの諸状況と商工会議所法の主旨を勘案し

- 一、地域と会員のために、開かれた商工会議所
- 一、開かれた会議所
- 一、地域のために行動し、貢献する商工会議所
- 一、行動する会議所
- 一、会員のために役立ち、感謝される商工会議所
- 一、設立つ会議所

この三点を基本に据えたところであり、ご承知のとおり商工会議所は地域の総合経済団体として、内外に開かれたオープンな存在でなければなりません。



会頭 菊池健治



副会頭 高橋 一



副会頭 熊谷紘全



専務理事 足利鉄雄

んし、地域の経済と社会福祉の向上のために、機動的に行動できる唯一の団体であります。また会員の経営改善と企業努力を強力に支援し、役立ちつことこそ商工会議所の最大の使命でもあります。

そこでこの一ヶ月間、まず内部体制の整備として

- 一、会頭による毎日の朝礼及び、管理職とのミーティング
- 二、会頭、副会頭、専務理事、管理職による月曜ミーティング
- 三、会頭室へ、副会頭執務機の設置
- 四、会頭、副会頭、専務理事三役一体による業務の総合的推進と、諸行事への対応
- 五、会頭室、専務室のドア撤去によるオープン化
- 六、会員、来客者の利便を考慮した事務室レイアウトの改善
- 七、専務理事のフルタイム勤務
- 八、会頭の指示事項への対応等、課長中心主義による業務の迅速な推進
- 九、報告・連絡・相談(報・連・相)の徹底による情報の共有と、諸問題への共通認識の確保
- 十、会頭、副会頭、専務理事三役決裁の徹底

等を実行しているところであり、今後とも少ない職員数で最大の効果を上げるために、意識改革を進めながら、内部改善の努力を継続してまいります。

次に今年度の事業についてであります。そのメインテーマは

- 会員である経営者の皆様方が、この厳しい難局を乗りきっていくための支援をすること
- 地域経済の活性化を図ること

この二つにあります。具体的には三月二十七日開催の通常議員総会におきまして、重点十項目を決定したところであり、即ち

- 1、産業の振興と街づくりの推進、中心市街地活性化法に基づく「むつ市基本計画」の早期策定の支援と、TMOを担いづる体制づくりの推進
- 2、むつ地域中小企業支援センターの設置と、その機能強化による商工業者への積極的支援
- 3、地域の活性化に多大な効果が見込まれる、下北半島縦貫道路早期実現のための、下北半島縦貫道路早期実現促進協議会の強化充実
- 4、経営改善普及事業の、指導体制の確立と積極的推進
- 5、意見の公表、具申、建議活動の積極的推進
- 6、部会・委員会等組織の活発な運営
- 7、会員拡大と財政基盤の確立
- 8、情報収集、提供等広報活動の強化
- 9、地域開発への積極的対応
- 10、会員企業の人材育成と、会員福利厚生事業の推進

以上十項目であります。今後の事業の展開にあたりましてはこれらを基本としながらも、特に中心市街地の活性化、意見公表具申活動、中小企業支援センター及び広報活動の四事業を重点に取り組んでまいります。

中心市街地の活性化については、商工会議所の市街地活性化特別委員会にて提言を行ったところであり、

更に具体的空き店舗対策や六月施行となる大店立地法の運用、改正都市計画法に係るマスタープランの策定、街づくり条例の制定等、街づくりについて研究検討を重ね、この後のむつ市の基本計画策定作業にも協力をしてまいります。意見の公表具申活動では、既に四月十三、十四日に海上幕僚監部及び、東京電力、電源開発、東北電力の各本社を訪れ、地元発注を強く要請したところであり、今後も地域経済の浮沈を左右する問題として積極的に取り組んでまいります。中小企業支援センターについては、創業と企業の経営革新を支援するため、五月より巡回を基本に対処し実効をあげてまいります。広報の充実については、事務局に広報委員会を設置しその充実に努めてまいります。

尚、経済も社会も変転の激しい時代であり、事業の推進にあたりましては、随時臨機応変に行動してまいります。

さて、長期にわたる不況にあえぐ我が国経済も、昨年の後半あたりで最悪期を脱し緩やかな改善の方向にあると見られておりますが、ただ公共事業等、地方の財政に支えられた側面が大きく、個人消費や民間設備投資等内需中心の成長軌道に乗るには、まだ時間がかかる情勢にあるとされております。政府は平成十二年度も景気刺激型予算を編成したものの、財政出動も限界にきており年度後半は個人消費と民間期待を寄せたものとなっております。従来からの景気回復の方程式である、公共事業がまず先行し、これに民間の設備投資が続き、最後に個人消費がついてくるというパターンで経済が作動せず、ここに政策当局の悩みがあるようです。これは我が国経済が抱える三つの過剰、つまり生産設備、雇用、債務の構造調整の痛みが、大きな要因とされております。

一方、本県及びむつ・下北の経済も引き続き改善の方向にあるものの、そのテンポは緩やかでまだまだ厳しいというのが専門家の見方であり、また我々実体経済に携わる者の実感でもあります。会員各位の血の通じむような経営努力を思うとじっとしておられない心境で日夜過ごしております。むつ・下北の経済は、農林漁業、商工業、観光、建設業、鉱業等各分野に支えられておりますが、とりわけ、公共事業・公共部門と原発関連事業に支えられた側面の大きい経済でありますので、大湊地方総監部をはじめとする国の各機関、むつ土木事務所、下北地方漁港事務所及び、下北地方農林事務所等青森県の各機関、むつ市並びに関係町村、そして電力各社の格別のご理解とご支援をお願い申し上げます。

願わくば地域の総力で厳しい現状を跳ね返し、希望のもてる二千年としたいものと念願をします。地域社会も福祉の向上も、まず経済基盤がしっかりと立ち、地域経済の振興と活性化に取組む商工会議所活動に対する、関係各位のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。

終わりに、退任された鷹架前会頭及び瀬川前専務理事のご労苦に、深甚の敬意を表しますと共に、商工会議所に対する会員各位の一層のご支援をお願い申し上げます。

就任の挨拶といたします。

平成12年 4月27日現在

国民生活金融公庫の貸付利率

◎普通貸付 5年以内 年 **2.20%**
5年超 年 **2.30%**

平成12年4月7日実行分から

◎小企業等経営改善貸付 年 **2.15%**
(無担保・無保証人(経)制度) 平成12年4月7日実行分から

◎国の教育ローン 年 **2.20%**

※ 貸付利息は、予告なく変わることがあります。

商工会議所新会員の紹介

※むつ商工会議所定款第10条の規定によって常議員会の承認を必要とする。

No.	事業所名	代表者名	住所	業種
1	信栄工業	吉井信一	昭和町17-15	建設業
2	社会保険労務士 畑中事務所	畑中伊与吉	横迎町2-16-17	サービス業
3	青森放送(株)むつ支局	天内明治	柳町1-4-1	サービス業
4	北友工業	北村格	横迎町2-10-30	建設業
5	スナック 朱里	岡村久美子	横迎町1-1-7	飲食店
6	電源開発(株)大間幹線立地所	宇佐見 朱 吾	本町1-10	電力供給業
7	重機オペレーターみちのく	有馬 龍 夫	仲町16-15	建設業
8	(有)誠和建設	布施 睦 夫	文京町31-21	建設業

新入職員の紹介

4月1日付で2名の新入職員が入所しましたので、よろしく願い申し上げます。



秋田 順 司

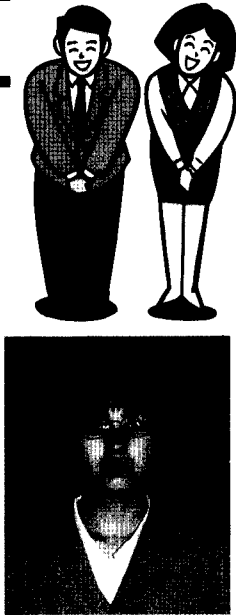
函館大学卒・振興課

・1日でも、早く仕事を覚え、会員の皆様の力になれるよう努力していきたいと思ひます。

田中 ひとみ

田名部高校卒・総務課

・社会人一年生で、周りにも迷惑かけていますが、早く仕事に慣れて、てきぱきと働けるようにティーンエイジャー精神で頑張りたいです。



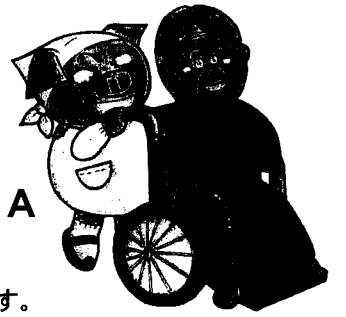
5月 大湊支所開設日のお知らせ

場 所 むつ専門店会2F

開設日 5月10日(水)、5月17日(水)、5月24日(水)

介護保険

どんな保険?



←←←←← 介護保険のQ & A

Q. 介護保険の被保険者?

A. 介護保険の被保険者は、40歳以上の方です。

〔第1号被保険者〕 65歳以上の人。

〔第2号被保険者〕 40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人。

〔上記該当者以外〕 39歳以下の方は原則として介護保険の被保険者とはなりません。

介護保険の適用除外者

次の方は40歳以上であっても適用されません。

1. 国内に住所を有しないもの(海外居住者)。
2. 在留資格または在留見込み期間1年未満の短期滞在の外国人。
3. 身体障害者療護施設など、適用外施設の入居者。

Q. 保険料を納める人、サービス(給付)を受ける人は?

A.

第1号被保険者	
対象者	65歳以上の人
給付を受ける対象者	・寝たきり・痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な人 ・家事や身じたく等の日常生活に支援が必要な人
保険料	・所得段階に応じて市町村ごとに設定 (平成12年度全国平均一人当たり月額2500円程度<平成7年度価格>)

第2号被保険者	
対象者	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
給付を受ける対象者	初老期痴呆、脳血管障害など、老化にともなう病気によって介護等が必要となった人
保険料	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定

Q. 徴収はどうなるの? 納付方法は?

A.

第1号被保険者	
徴 収	老齢(退職)年金の額が一定額以上の人は年金から天引き、それ以外の人は市町村の窓口などで個別に支払います。
納 付	市町村に納付します。

第2号被保険者	
徴 収	給与から天引きされます。
納 付	事業主が従業員から預かった介護保険料と事業主負担分をあわせて市町村に納付します。

【在宅サービス】

訪問介護(ホームヘルプ) 訪問入浴 訪問看護
日帰りリハビリテーション(デイケア)
福祉用具の貸与・購入費の支給 他

介護保険のサービスを利用した場合、利用者はかかった費用の1割を負担します。

【施設サービス】

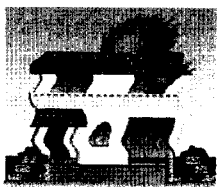
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
介護療養型医療施設
老人性痴呆疾患療養病棟
介護力強化病院(施行後3年間) 他

なお、1割負担が高額になる場合、自己負担の上限を設定します。詳しくは、市町村・特別区へお問い合わせください。

企業を守る共済制度

県火災共済の総合火災共済

- 割安な掛金で支払は迅速です。
- 各金融機関に質権設定ができます。
- 剰余金は、利用分量配当として利用者に還元されます。



火災・落雷・破裂・爆発・風災、雪災・物体の落下、衝突・騒じょう、労働争議・水ぬれ・盗難・水災による共済金の他に臨時費用・残存物取り片付け費用等々の臨時費用見舞金があります。

総合火災共済掛金一契約額100万円についての年間掛金は下記のとおりです。(単位:円)

目的	住宅物件(専用住宅・家財)			一般物件(店舗・事務所等)		
	鉄骨造	木造モルタル等	木造	鉄骨造	木造モルタル等	木造
建 物	890	2,510	2,930	2,060	3,310	3,830
家 財	1,030	2,800	3,220	2,160	3,500	4,020
設備・什器等	-	-	-	2,110	3,260	3,780
商品・製品等	-	-	-	2,010	3,120	3,640

※その他、鉄筋コンクリート造等の金額や詳細についてはむつ商工会議所・青森県火災共済(協)まで、お問い合わせ下さい。

その他、各種共済を取り扱っております。○中小企業共済の**自動車事故見舞金共済・生命傷害、労働災害補償共済制度** ○全済団の**自動車共済(任意保険)**

保証の範囲が
ぐんとワイドに

青森県火災共済協同組合
青森県中小企業共済協同組合
全国商工共済振興事業団青森支所

申込・お問い合わせ むつ商工会議所振興課 TEL22-2282
青森県火災共済(協) TEL017-777-8111